

鳥取県告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年1月15日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理 事 桑 本 剛 東伯郡北栄町由良宿146

平成20年1月4日退任